

公表年月日：2025年3月24日

## 占用維持管理業務

### 提案募集要項

2025年3月

公益社団法人移動通信基盤整備協会

## 1. はじめに

公益社団法人移動通信基盤整備協会（以下、JMCIA）で発注している占有維持管理業務について公募いたします。

## 2. 募集内容

JMCIA の工事および設備維持のための占有等の許可申請や占有状況の管理などを行うための占有維持管理業務

業務期間：2025年10月1日～2026年3月31日

（契約は半年毎更新とするが、業務品質維持を考慮し、選定会社には4年間継続委託とする）

詳細については応募意思を頂いた後に提示いたします。

## 3. 契約予定数

1社を予定

## 4. 業務内容・想定業務量

- ① 工事や設備維持のための占有許可申請等の新規、変更および更新許可申請に関する処理
- ② 占有許可等の台帳（データ）登録、更新とその管理
- ③ 工事実施に伴う該当占有関連資料の適切な貸与
- ④ 占有業務に伴う施設道路等管理者、鉄道会社や工事会社との調整等
- ⑤ 占有維持管理業務に関する各種資料（マニュアル、協会から要望するデータ等）の作成、更新および改定等
- ⑥ 占有料支払い処理及び申請書提出に伴う協会内手続き（決裁起案）の補助
- ⑦ その他、報告業務等

詳細な業務内容、想定業務量は応募意思のご連絡をいただき、「機密保持に関する誓約書」のご提示後に開示いたします。

## 5. スケジュール

- (1) ホームページにて提案募集要項告示 2025年3月24日(月)～2025年4月23日(水)
- (2) 提案募集要項説明会 2025年4月25日(金)
- (3) 提案書、見積書の提出 2025年5月23日(金) 15時まで

## 6. 本件提案応募意志

- (1) 本募集に関する応募意志を下記メールアドレスまでご連絡ください。

以降のお手続き等について、JMCIA より別途返信させていただきます。

宛先：request2@jmcia.or.jp

件名：【応募】 占用維持管理業務

本文：法人名、所属名、役職、担当者名、住所、電話番号、メールアドレス

※記入漏れ、誤字脱字には十分ご注意ください。

- (2) 提案応募意志の締め切り

2025年4月23日(水) 15時まで

- (3) 締め切り以降のご連絡には一切お応えできませんのでご注意ください。

- (4) 本募集以外のご質問、お問い合わせ等には一切お応えできません。

## 7. 資料等の入手方法

ご提案いただくにあたり必要な想定業務等の情報につきましては、前述の要領にて応募意思を頂き、

確認・審査のうえ応募者様へお渡しいたします。

応募にあたり以下の書類をご提出願います。

- ・機密保持に関する誓約書
- ・会社概要資料(※)
- ・過去5年間の占用業務等の実績資料(※)
- ・一級建築士もしくはそれに相当する有資格者の資格名と在籍人数(※)

※ 様式は問いません。

## 8. 募集提案内容

応募意思のご連絡をいただき、提案募集要項説明会および JMCIA より提示した情報を基に以下のご提案をお願いいたします。

- ・本業務の実施方針および実施方法に関する提案  
業務品質向上や業務効率化等の内容も具備することが望ましい。
- ・本業務の見積り額

## 9. 提案申請書類受付期限

- ・2025年5月23日（金） 15時まで（日本時間）

提案申請〆切り後、審査の上、2025年6月下旬を目途に選定会社様へ通知後、発注（必要に応じて契約）の手続きを進めさせていただきます。

## 10. 応募及び受託するための基本的要件・注意事項

応募及び受託するための基本的要件は以下になります。

- ・占用等に関する知識を有している事
- ・過去5年間（2020年1月1日～2024年12月31日）に、占用等に関する業務の実績がある事
- ・JMCIA の「中継施設整備事業の工事等参加資格」がない者
- ・本業務は、JMCIA の事務所内のほかに、必要に応じて執務できる環境を受託会社にて準備すること。いずれの場合も事前に JMCIA と合意した場所でのみ執行するものとする。
- ・JMCIA よりパソコン類は貸与する。
- ・執務スペースの賃料は全て受託会社負担とし、JMCIA の事務所使用料は別途清算とする。
- ・善良な管理者として注意を持って業務を遂行できる者（民法 第400条）
- ・業務品質の保持、及び効率化などの観点から、対象業務を一括して継続的に（4年）受託できる者

ただし、次のいずれかに該当する者は参加することができません。

- （1）民法第7条の規定により後見開始の審判を受け、その取り消しを受けていない者および民法第11条

の規定により保佐開始の審判を受け、その取り消しを受けていない者

- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 民事再生、会社更生、破産、清算等の手続中にある法人
- (4) 次に掲げる事由の1つに該当する行為をした者で、その事実認定の日から2年間を経過しない者
  - また、それらの者を使用していた者で、事実認定の日から2年間を経過しない者
  - ア. JMCIA との間で締結した契約（以下、「契約」という。）の履行に際し、故意にまたは重過失により納品もしくは役務を粗雑にし、または品質もしくは数量に関し不正の行為があった者
  - イ. JMCIA の発注工事における入札（以下、「入札」という。）または契約の締結もしくは履行に際し、不正に利益を得る目的をもって入札者間で共謀した者
  - ウ. 他の供給者の入札を妨害し契約を締結すること、もしくは契約を履行することを妨害した者
  - エ. JMCIA の検査または監督に際し、JMCIA 職員の職務執行を妨げ、または職務執行に協力しなかった者
  - オ. 正当な理由がなく契約を締結しなかった者、または契約を履行しなかった者
  - カ. 入札の手続きまたは契約の締結もしくは履行に関する手続き等に際し、虚偽の申告をした者
  - キ. 募集説明書に示す協定に規定する守秘義務に違反した者
  - ク. 募集説明書を不正に使用した者
  - ケ. その他不正に競争を阻害する行為をした者
- (5) 当該委託において、最終的な委託仕様作成に直接関与したことによって競争上の不公正な利益を享受する者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- (7) 暴力団員、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という。）する者
- (8) 反社会的勢力がその事業活動を支配する者
- (9) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この手続きをする者

以上